

平成30年度 関川村人事行政の運営等の状況

「関川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、関川村の職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の前年度の運営状況についてお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

・採用者の状況

	事務	専門	保健師	保育士	技能労務	その他	合計
上級	1						1
中級							0
初級	1						1
技能							0
医師						1	1
合計	2	0	0	0	0	1	3

・退職者の状況

	事務	専門	保健師	保育士	技能労務	合計
定年	1				1	2
勸奨	1					1
普通	2		1			3
死亡						0
合計	4	0	1	0	1	6

(2) 部門別職員数の状況(4月1日現在)

区分	職員数	増減数		主な増減理由
		H30	R1	
部門				
一般行政部門	議会	2	2	
	総務	22	24	2 組織改正による
	税務	6	6	
	農林水産	11	10	△ 1 組織改正による
	商工	3	3	
	土木	5	6	1 組織改正による
	民生	23	24	1 組織改正による
	衛生	9	8	△ 1 組織改正による
小計	81	83	2 組織改正による	
教育	教育	14	12	△ 2 組織改正による
普通会計合計	95	95		
公営企業会計	診療所	4	4	
	水道	1	1	
	下水道	1	1	
	その他	9	9	
	小計	15	15	
総合計	110	110		

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額	人件費	人件費率	(参考) 前年度人件費率
	人	千円	千円	%	%
30年度	5,653	4,755,012	743,820	15.6	15.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	96	316,055	37,445	123,106	476,606	5,017

(3) ラスパイレス指数の状況

関川村		類似団体平均		全国町村平均	
H27	H30	H27	H30	H27	H30
91.8	92.5	95.7	96.3	95.8	96.4

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額(平成31年4月1日)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	39.4	283,400
技能労務職	53.3	277,800

(5) 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日)

区分	月額	期末手当
給料	村長	630,000
	副村長	520,000
	教育長	480,000
報酬	議長	255,000
	副議長	188,000
	議員	168,000

平成30年度支給割合 3.35月分

(6) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日)

区分		関川村	新潟県	国
一般行政職	大学卒	179,200	185,800	179,200
	高校卒	147,100	151,500	147,100
技能労務職	高校卒	144,500	149,200	-

(7) 一般行政職の職員数の状況(平成30年4月1日)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
代表的な職名	課長、局長	課長、局長、参事	主幹	副主幹、主査	主任	主事、主事補
職員数	3人	4人	7人	28人	7人	15人
構成比	4.68%	6.25%	10.94%	43.75%	10.94%	23.44%

(8) 職員手当の状況(平成30年度)

・扶養手当など

区分	内 容		
扶養手当	配偶者	6,500円	
	その他	各6,500円	
	子(16歳年度初め～22歳年度末)	10,000円(加算5,000円)	
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円		
通勤手当	通勤距離が2km以上である職員に支給 ・交通機関利用者 最高55,000円 ・交通用具使用者 2,000円から最高24,500円		
期末・勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	・ 6月期	1.225月分	0.9月分
	・ 12月期	1.375月分	0.9月分
	計	2.6月分	1.8月分
	職階上の段階・職務の級などによる加算措置あり		
退職手当	自己都合	勤奨・定年	
	・ 勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	・ 勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
	・ 勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
	・ 最高限度額	47.709 月分	49.59 月分
	加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
管理職手当	管理職に対して職務の等級に応じて定額を支給		
	① 課長・局長	38,800円	
	② 参事	31,000円	

・時間外勤務手当

平成30年度	支給実額	1,522万7千円
	職員1人当たり平均支給年額	15万円
平成29年度	支給実額	1,438万6千円
	職員1人当たり平均支給年額	14万2千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成30年度)

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12:00～13:00

※勤務場所により、始業時間・終業時間が異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され(途中採用者を除く。)、20日を越えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができる。(平成30年1月1日～平成30年12月31日までの全期間を在職した一般職員)

平均取得日数	消化率
11.6	29.3%

(3)特別休暇等の導入状況

区 分	種 類	付与日数
特別休暇	選挙権の行使	必要と認められる期間
	証人等としての出頭	必要と認められる期間
	産前産後休暇	産前6週間(多胎妊娠14週間)、産後8週間
	妊産婦の健康診断	必要と認められる時間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間
	生理休暇	連続する2日以内
	育児時間	1日2回、合計60分
	骨髄ドナー休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	5日以内
	結婚休暇	連続する5日以内
	妻の出産	2日以内
	男性の育児参加	5日以内
	子の看護休暇	5日以内
	忌引休暇	親族に応じて1日～10日
	父母の追悼	1日以内
	夏季休暇	5日以内
	災害による現住居の滅失等	7日以内
	災害又は交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
災害による退勤困難	必要と認められる期間	
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	療養上必要と認める期間
介護休暇	配偶者、父母等規則で定めるものの負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり親族の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合	6月以内(無給休暇)

(4)育児休業の取得状況(平成30年度)

育児休業は、子が3歳に達する日までの期間を限度として勤務しないことができる制度であり、部分休業は、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。

育児休業取得者数		部分休業取得者数	
男性	女性	男性	女性
0人	4人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒の状況(平成29年度)

(1) 分限処分の件数及び処分手由

なし

(2) 懲戒処分の件数及び処分手由

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。懲戒処分には、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

減給 1名

5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制限が課されています。

営利企業等の従事許可の事由別人員

農家組合長	2人
漁業組合総代	1人
急患診療所、県立坂町病院 救急外来診療	1人
農業協同組合総代	1人
土地改良区総代	1人
自営農業	1人

6 職員の研修の状況(平成30年度)

(1) 研修の状況

階層別研修

研修名	受講者数
課長級研修	5
課長補佐級研修	3
係長研修	6
主任・主査研修	9
技能労務職職員研修	1
新採用職員研修	2

専門研修

研修名	受講者数
プレゼンテーション研修	4
民法研修	4
交渉力を高める研修	4
データ活用力向上研修	4
データの基礎と情報分析研修	3
行政法研修	3
その他研修	37

(2) 職員の人事評価の状況

職員が職務を遂行するに当たり発揮する能力及び業績を把握したうえで行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理に活用するため実施するものです。

・村長部局職員

	被評価者	一次評価者	二次評価者	確認者
本庁	課長	副村長	村長	村長
	班長	課長	副村長	村長
	副主幹(保健師・看護師・栄養士・社会福祉士含む)以上	課長	副村長	村長
	主査・主任・主事・主事補・保健師・看護師・栄養士・社会福祉士	班長	課長	副村長
	技能労務職	班長	課長	副村長
保育園	園長	課長	副村長	村長
	保育士	園長	課長	副村長
	調理師	園長	課長	副村長

・教育委員会職員

	被評価者	一次評価者	二次評価者	確認者
本庁	課長	教育長	村長	村長
	班長	課長	教育長	村長
	副主幹以上	課長	教育長	村長
	主査・主任・主事・主事補	班長	課長	教育長
学校	技能労務職	班長	課長	教育長

・議会事務局職員

	被評価者	一次評価者	二次評価者	確認者
	議会事務局長	議長	議長	村長
	議会事務局長を除く職員	議会事務局長	議長	村長

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の給付事業等の概要

関川村の常勤職員は、新潟県市町村職員共済組合に加入して、短期給付(医療給付)や長期給付(年金等)を受けることができます。

短期給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付(療養の給付、出産費など)
長期給付	退職共済年金(老齢厚生年金)、障害共済年金等
福祉事業	貸付事業、保険事業等

(2) 福利厚生事業の概要(平成30年度)

職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、メンタルヘルス研修会を実施しています。

定期健康診断	6月実施	健康診断委託料 703千円(臨時的雇用職員分も含む)
ストレスチェック	6月実施	全職員に実施
メンタルヘルス研修	6月実施	内容:睡眠セミナー

(3) 利益保護の状況(平成30年度)

職員の利益は、勤務条件に対する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申し立て制度によって保護されています。

- ・勤務条件に関する措置要求制度の状況
0件
- ・不利益処分に関する不服申立制度の状況
0件